地方６団体による国庫補助・負担金削減案について

２００４年8月２７日
全日本教職員組合中央執行委員会

「三位一体の改革」にかかわる３兆円規模の税源移譲の前提として、小泉首相から国庫補助・負担金の削減案をまとめるよう要請されていた、全国知事会をはじめとした地方６団体は８月２４日、２００６年度までに中学校教職員給与費の一般財源化、２００９年度までに小学校教職員給与費を一般財源化することを中心とした、国庫補助・負担金の削減案を政府に提出した。

義務教育費国庫負担金制度は、憲法･教育基本法の要請である「教育の機会均等」を財政的に裏付けるものである。今回の削減案は、自治体の財政力で教育条件に格差を生み、教育条件の低下を引き起こすものであり、地方６団体の段階的全額「一般財源化」案を認めることはできない。

今回の削減案に対して、「安易な義務教育の補助金削減案」（読売）と報道されたように、義務教育のあり方について、国と地方がそれぞれどんな役割を果たすのか、などの本質的な議論は、ほとんど行われないまま、財界の求める「小さな政府」のためのものであった。こうした本質的な矛盾を含んでいたために、全国知事会としても、全体での一致をはかることができずに、異例ともいえる採決という方法を採らざるを得なかったことは、当然の帰結といえる。また、採決において削減案に反対をした知事が７人にとどまった背景には、「３割自治」ともいわれる地方の税財政のゆがみとともに、国庫負担金・補助金を通じた、地方行政に対する国の画一的な管理統制の問題点についても、ふまえておく必要がある。

しかし、小泉内閣による「三位一体の改革」の真のねらいは、国の財政事情を優先させ、地方を切り捨てるもので、「地方分権」とは無縁である。すでに財務省は、「地方案では、小泉首相が確約した３兆円移譲が『最大１兆９千億円程度』と１兆円も減ってしまう」（日経）と牽制していることが、報道されている。地方案は当然のことながら、地方交付税による財源保障機能の充実強化を求めているが、今年度予算を見ても地方交付税は大幅に削減されており、期待することは困難である。ちなみに財務省は、「教員給与の優遇措置（人材確保法）や教職員定数の在り方（義務定数標準法、第７次改善計画）について、関連法の廃止も含めた抜本的な見直しが不可欠」と提言している。

文部科学省は、義務教育費の国庫負担堅持の必要性を強調しながらも、この２年間で、年金積立金・公務災害補償基金・退職手当・児童手当の削減に同意し、「地方分権」の推進として、義務教育費国庫負担金の「総額裁量制」を導入するとともに、学校の「６・３制度弾力化」の検討をはじめている。公教育におけるナショナルミニマムとしての内容・水準と、国が果たすべき条件整備の役割を明示できず、地方任せの態度をとることは、憲法・教育基本法にもとづく公教育を、どう発展させていこうとしているかの展望は見えてこないとともに、国庫負担の廃止を求める勢力に口実を与えることになる。今、文部科学省に求められていることは、国の責任として、憲法・教育基本法に示された、国民の教育権を保障し、教育基本法の目的が達成されるための教育条件整備をすすめていくことである。

今後政府は、０５年度の予算編成へ向けて最終的な詰めを行っていくことになるが、教育論を棚上げにした「財政」や“省益”優先の論議は論外である。全教は、戦後５０年以上にわたって維持されてきた義務教育費国庫負担制度にかかわる重大な情勢のもと、義務教育費国庫負担制度堅持・私学助成拡充などを掲げた全国３０００万署名運動をはじめ、ゆきとどいた教育を願う切実な父母の声を束ね、国民的な世論を高めていく立場を改めて表明する。また、地域の子どもたちの教育水準を守りたいという地方教育行政との共同を広げるとともに、地方自治・住民自治の発展につながる地方分権のあり方について首長と懇談を重ね、憲法・教育基本法を守り生かす運動を地域の中から大きく発展させていく決意である。